

京都市告示第312号

都市公園法第2条の2の規定に基づき都市公園を次のとおり設置します。

なお、その関係図面は、京都市建設局水と緑環境部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

平成21年11月6日

京都市長 門川 大作

名 称	位 置	供用開始の期日
森の宮第六公園	伏見区久我森の宮町10番313	告示の日

(建設局水と緑環境部緑地管理課)